

平成 18 年度

住宅金融公庫

建売住宅購入融資のご案内

目次

融資制度	1
1 ご利用いただくための条件	1
2 融資額	2
3 返済期間・返済方法	4
4 融資金利	4
5 返済額・必要月収	5
融資手続き	6
融資制度・融資手続きの補足説明	14

住宅金融公庫は、平成 19 年 4 月 1 日に独立行政法人住宅金融支援機構に生まれ変わります。
その際、公庫融資をご利用になられたお客様とのローンの契約は、同機構にそのまま引き継がれますので、返済条件が変わることはありません。

次の融資につきましては、公庫ホームページをご覧ください、または公庫にお問い合わせください。

【住まいひろがり特別融資】

〔本人居住型〕 週末などにご自分で利用(居住)する 2 戸目の住宅の取得のための資金としてご利用いただけます。

〔親族居住型〕 親または子が住む住宅の取得のための資金としてご利用いただけます。

【すまい・るパッケージ】 (注)一部、すまい・るパッケージの申込受付を行っていない金融機関があります。

住宅金融公庫と民間金融機関が協調してご提供する住宅ローン商品です。「長期・固定金利」の公庫融資と「変動・固定金利期間選択型金利」の民間住宅ローンをセットで利用することができます。

融資制度

1 ご利用いただくための条件

(1) 申込みができる方 …次の ~ のすべてにあてはまる方

自分で所有及び居住するための住宅を購入する方	返済が終了するまで引き続き融資住宅に住んでいただくことが必要です。 現在公庫融資を返済中の方は、融資の契約時まで、現在返済中の公庫融資を完済していただきます。
申込日現在、70歳未満の方	70歳以上の方でも、親子リレー返済を利用する方であれば、申込みをすることができます(15ページ参照)。
毎月の返済額の5倍以上の月収(必要月収(7ページ参照))がある方	公庫以外にも借入れのある方については、 <u>総返済負担率(16ページ参照)による審査も行います。</u> 申込本人の収入だけでは必要月収に満たないとき、または総返済負担率が基準を超えるときは、同居予定者の収入を合算できますが、一定の要件があります(17ページ参照)。 債券加算額を利用できる住宅債券(つみたてくん)積立者の必要月収は、毎月の返済額の4倍以上の月収です(21ページ参照)。
日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方	(14ページ参照)

(2) 融資を利用することができる住宅 …次の ~ のすべてにあてはまる住宅

「公庫融資対象建売住宅確認書」が交付されている住宅	融資を受けることができる住宅は、通常、広告または募集パンフレットに「住宅金融公庫(建売住宅購入資金融資)が利用できます。」または「公庫融資(建売)利用可」などと表示されています。 建物が設計審査に合格すると「公庫融資対象建売住宅確認書」が地方公共団体等から売主に交付されますので、購入する方は、この写しを受け取ったうえで公庫融資をお申込みください。 (公庫融資対象建売住宅確認書の写しは借入申込時の提出書類として必要です。)
購入価額(土地の価額及び消費税相当額を含む。)が1億円未満の住宅	_____
申込日前2年以内に公庫の現場審査に合格した住宅か工事中の住宅(未着工のものを含む。)	「申込日以前2年以内に公庫の現場審査に合格した住宅」の現場審査とは、平成13年4月以降9月以前に設計審査が申請された住宅の場合は現場審査(中間時)、平成13年10月以降に設計審査が申請された住宅の場合は現場審査(竣工時)をいいます。
まだ人が住んだことのない住宅	申込前にすでに申込本人が所有または共有している場合は、融資の対象にはなりません。
民間事業者が自ら建設し分譲する住宅	_____
敷地の権利が所有権または借地権(地上権で登記されたもの、または賃借権)である住宅	敷地の権利が賃借権の場合は、その賃借権を「地主(事業主)から直接取得できるもの」、または、「地主の承諾を受けて賃借人(事業主)から譲渡を受けられるもの」に限ります。

? 用語解説

- <設計審査> 建設予定の住宅が、公庫の定める独自の技術基準等に適合していることを設計図書により公共団体等が審査するものです。
- <現場審査> 公共団体等の担当者が、公庫の定める独自の技術基準に適合していることを目視できる範囲で審査するものであり、工事が設計図書どおりに施工されているかどうかを審査するものではありません。
- <現場審査(中間時)> (木造住宅の場合は)屋根工事完了時から外壁の断熱工事完了時までの間に行う現場審査をいいます。
- <現場審査(竣工時)> 竣工時に行う現場審査をいいます。

(3) 抵当権・火災保険・融資手数料

建物と敷地に公庫のための第1順位の抵当権を設定できること	建物または敷地に公庫以外の権利者の抵当権などが登記されている場合は、融資の契約時まで抹消してください。 建設敷地が借地の場合(20ページ参照)
建物に火災保険を付け、その保険金請求権に公庫のための第1順位の質権を設定できること(21ページ参照)	
融資手数料 48,510円(消費税相当額を含みます)	

連帯保証人は必要ありません。

❗ 以上の条件を満たしている場合でも、ローンの延滞履歴があるなど返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

個人信用情報の利用について

申込みにあたり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が公庫の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を公庫の融資審査に利用します。また、融資にあたり、融資内容を同機関に登録します。

団体信用生命保険にご加入ください!

住宅ローンは長期の返済になります。団体信用生命保険に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡または高度障害状態になった場合、(財)公庫住宅融資保証協会が借入金の残額を加入者に代わって一括返済します。公庫融資を利用した方のほとんど全員が加入しています。ぜひ、加入することをお勧めします。詳しくは、別冊「公庫団信ご案内」をご覧ください。

2 融資額

融資額は、住宅融資額、土地融資額、割増融資額、債券加算額の合計額(100万円以上)ですが、次表に掲げる額が上限となります(注1)。また、～の各融資額の借入希望額は10万円単位です。

次の または のいずれかにあてはまる方 申込本人の平成17年1月～12月の収入金額(注2)が次の額以下の方 給与収入のみの方……………給与収入金額 800万円 給与収入のみ以外の方………所得金額 600万円 債券加算額または郵貯加算額を利用できる要件を申込本人が満たしている方(注3)	購入価額(注4)の80%
上記以外の方	購入価額(注4)の50%

(注1) 特別資格者(14ページ)または公営住宅立退者(公営住宅にお住まいの方で公営住宅法に定める収入基準を超えた方)は、80%を超えて融資を利用することができます。ただし、住宅融資額と土地融資額と割増融資額の合計額は購入価額の80%を超えることはできません。

(注2) 「給与収入金額」とは住民税課税証明書などの支払給与の総額(税込年収)をいい、「所得金額」とは納税証明書などの所得金額(所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得(年金所得は除く)、退職所得、山林所得は含みません)をいいます。平成17年1月以降、転職や就職をした場合 17ページ参照

(注3) 債券加算額又は郵貯加算額を利用できる方のうち、平成14年4月1日以降に積立てを開始した方の場合は、積立てを開始した年度の前年の収入金額がのとおりであることが必要です(21ページ参照)。

(注4) 購入価額には、消費税相当額を含みます。

住宅融資額(必ずご利用ください。)

(単位:万円)

住宅の構造区分(注1) 住宅の地域区分(注2)	耐火・準耐火・木造(耐久性)		木造(一般)	
	1・2地域	3地域	1・2地域	3地域
床面積(注3)				
70㎡以上 80㎡以下	710	660	610	560
80㎡を超え 100㎡以下	770	720	670	620
100㎡を超え 125㎡以下	790	740	690	640
125㎡を超え 175㎡以下	1,250	1,170	1,150	1,070
175㎡を超え 280㎡以下	1,650	1,540	1,550	1,440

(注1) 住宅の構造区分 20ページ参照

(注2) 住宅の地域区分 3～5ページ参照

(注3) 「床面積」とは、「公庫融資対象建売住宅確認書」の「延べ面積」欄の「住宅部分」に記載されている面積です。

土地融資額 (注1)

(単位：万円)

土地の地域区分(注2) 床面積(注3)	a	b	c	d	e	f
100 m ² 以上 140 m ² 未満	460	380	390	310	270	210
140 m ² 以上 180 m ² 未満	570	490	470	390	330	250
180 m ² 以上 215 m ² 未満	680	600	550	470	390	300
215 m ² 以上	770	690	620	540	440	340

(注1) 敷地の権利が所有権の場合です。建設敷地が借地の場合は20ページを参照してください。

(注2) 土地の地域区分 3~5ページ参照

(注3) 土地融資額の算出にあたっての「敷地面積」は、「登記事項証明書(全部事項証明書)」、「公庫融資対象建売住宅確認書」に記載された面積のうちいずれか少ない面積によります。なお、この結果、「敷地面積」が100 m²未満となる場合は、土地融資は受けられません。

[連続建ての場合] 「敷地面積」は、1棟全体の敷地面積を申込本人の取得持分によって按分したもの、または、申込本人の取得面積です。なお、この結果、1戸当たりの敷地面積が100 m²未満となる場合は、土地融資は受けられません。

割増融資額 (18ページの「9 割増融資額」の表に掲げる工事を行う場合に利用できます。)

債券加算額・郵貯加算額 (公庫の「住宅債券(つみたてくん)」または郵便局の「住宅積立郵便貯金」を積み立てている方で一定の要件を満たす方のみご利用できます(21ページ参照))

地域区分表

都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分	都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分			
北海道	札幌市	2	d	工	埼玉	狭山市	2	c	ア			
	札幌市以外の地域		f			川越市 坂戸市 八潮市 春日部市 入間市 上尾市		d				
青森	青森市	3	e			熊谷市 吉川市 蓮田市 行田市 三郷市 北本市 久喜市 桶川市 鴻巣市 北足立郡 南埼玉郡(宮代町 白岡町) 北葛飾郡(杉戸町 松伏町)		e		ア		
	青森市以外の地域		f									
岩手	盛岡市	3	e			加須市 羽生市 深谷市 南埼玉郡菖蒲町 北埼玉郡(騎西町)		f			工	
	盛岡市以外の地域		f									
宮城	仙台市	2	e			鶴ヶ島市		d				ア
	黒川郡富谷町		f									
	上記以外の地域		f									
秋田	秋田市	3	e			飯能市 日高市 幸手市 東松山市 入間郡毛呂山町 比企郡(滑川町 川島町 吉見町) 北葛飾郡鷺宮町 上記以外の地域		e				
	秋田市以外の地域		f									
山形	山形市	3	e	浦安市 市川市	a	ア						
	山形市以外の地域		f									
福島	福島市	3	e	千葉市 習志野市 船橋市 八千代市 松戸市 柏市 鎌ヶ谷市 流山市 我孫子市	c		ア					
	福島市以外の地域		f									
茨城	取手市	2	e	木更津市 印西市 市原市 野田市 袖ヶ浦市 佐倉市 成田市 四街道市 白井市 印旛郡酒々井町 富里市	e			工				
	守谷市		f									
	上記以外の地域		f									
栃木	宇都宮市	3	e	君津市 八街市 山武市 印旛郡(印旛村 本埜村 栄町)	f				ア			
	宇都宮市以外の地域		f									
群馬	前橋市 高崎市	3	e	東金市	e					ア		
	上記以外の地域		f									
埼玉	川口市 富士見市 新座市 和光市 志木市 朝霞市 鳩ヶ谷市 所沢市 戸田市 蕨市 越谷市 さいたま市 ふじみ野市 入間郡(三芳町)	1	c	茂原市 上記以外の地域	f	工						
	草加市		d									

都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分		
東京	23区 狛江市 西東京市 武蔵野市 国立市 三鷹市 国分寺市 小平市 府中市 小金井市 調布市	1	a	ア		
	立川市 福生市 八王子市 東久留米市 清瀬市 日野市 多摩市 東大和市 町田市 稲城市 東村山市 昭島市		c			
	武蔵村山市		d			
	羽村市		c			
	青梅市 西多摩郡瑞穂町 あきる野市 西多摩郡日の出町 上記以外の地域	2	d			
		e				
		f	工			
	神奈川	横浜市 川崎市 鎌倉市 大和市 相模原市 茅ヶ崎市 藤沢市 逗子市 三浦郡 横須賀市 平塚市 三浦市	1		a	ア
		座間市 秦野市 伊勢原市 綾瀬市 厚木市 海老名市			d	
		小田原市 高座郡 中郡 津久井郡城山町 足柄上郡(松田町 大井町 中井町) 愛甲郡愛川町 南足柄市 足柄上郡開成町 上記以外の地域			2	
		f				
新潟		新潟市 新潟市以外の地域	3	e	工	
				f		
富山		富山市 富山市以外の地域		e		
				f		
石川		金沢市 金沢市以外の地域		e		
				f		
福井	福井市 福井市以外の地域	e				
		f				
山梨	甲府市 大月市 上野原市 上記以外の地域	e				
		f				
		f				
長野	長野市 長野市以外の地域	e				
		f				
岐阜	岐阜市 岐阜市以外の地域	2	e			
		3	f			
静岡	静岡市 浜松市 熱海市 沼津市 伊東市 三島市 駿東郡(清水町 長泉町) 上記以外の地域	2	e			
		3	f			
		f				
愛知	名古屋市 一宮市 春日井市 日進市 清須市 愛知郡長久手町 刈谷市 豊明市 岩倉市 大府市 尾張旭市 北名古屋市 西春日井郡(豊山町) 愛知郡東郷町	1	d	ウ		
	小牧市 西春日井郡春日町 瀬戸市 知多市 東海市 豊田市 西加茂郡三好町		2		e	
	安城市 稲沢市 江南市 岡崎市 海部郡蟹江町 上記以外の地域				3	e
					f	工

都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分	
三重	四日市市 名張市 鈴鹿市 津市 伊賀市 上記以外の地域	2	f	工	
		3	f		
滋賀	大津市 草津市 守山市 栗東市 上記以外の地域	2	e	イ	
		3	f		
		f			
京都	京都市 向日市 長岡京市 宇治市 乙訓郡 城陽市 八幡市 久世郡 京田辺市 亀岡市 相楽郡(木津町 精華町) 相楽郡(山城町 南山城村) 上記以外の地域	1	b	イ	
		d			
		e			
		d			
		e			
		f	工		
		f			
大阪	大阪市 守口市 箕面市 豊中市 吹田市 東大阪市 池田市 八尾市 交野市 四條畷市 茨木市 羽曳野市 門真市 枚方市 泉大津市 柏原市 堺市 岸和田市 藤井寺市 寝屋川市 大東市 松原市 高石市 高槻市 摂津市 三島郡 泉北郡 豊能郡豊能町 河内長野市 泉佐野市 大阪狭山市 貝塚市 和泉市 富田林市 泉南市 阪南市 泉南郡 南河内郡(太子町 河南町) 上記以外の地域	1	b	イ	
		d			
		e			
		f	工		
		d			
		e			
		f			
		f			
		f			
		f			
兵庫	神戸市 芦屋市 西宮市 尼崎市 宝塚市 伊丹市 川西市 姫路市 明石市 加古川市 高砂市 三田市 川辺郡 加古郡播磨町 三木市 加古郡稲美町 美囊郡 洲本市 上記以外の地域	1	b	イ	
		d			
		e			
		f	工		
		e			
		f			
		f			
奈良	生駒市 奈良市 大和郡山市 生駒郡 大和高田市 香芝市 橿原市 天理市 桜井市 葛城市 磯城郡 北葛城郡 上記以外の地域	1	d	イ	
		2	e		
		3	f		工
		f			
		f			
和歌山	和歌山市 橋本市 海南市 田辺市 新宮市 那賀郡岩出町 上記以外の地域	2	e	イ	
		3	f		
		f			
		f			
		f			
鳥取	鳥取市 鳥取市以外の地域	3	e	工	
			f		
島根	松江市 松江市以外の地域	3	e	工	
			f		
岡山	岡山市 岡山市以外の地域	3	e	工	
			f		

都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分	都道府県名	対象地域	住宅の地域区分	土地の地域区分	購入価額区分	
広島	広島市	2	d	ウ	福岡	福岡市	2	d	ウ	
	呉市 廿日市市		e							
	東広島市		f	工		北九州市		3	f	
	安芸郡(府中町 海田町)		d							
	安芸郡坂町		f							春日市 大野城市 中間市 宗像市 太宰府市 古賀市 筑紫郡 糟屋郡(新宮町 粕屋町) 福津市 遠賀郡
	安芸郡熊野町									
	上記以外の地域									
山口	2	f	佐賀	3	e					
下関市	e						佐賀市			
下関市以外の地域		f	長崎	3	f					
徳島	3					e	長崎市	e		
徳島市		f	長崎市以外の地域	e						
徳島市以外の地域	e				熊本	3	f			
香川		3	f	熊本市				e		
高松市	e				熊本市以外の地域	f				
高松市以外の地域		f	大分	3			e			
愛媛	3				f	大分市		f		
松山市 宇和島市		e	大分市以外の地域							
八幡浜市				f		宮崎	3	e		
上記以外の地域	f	宮崎市	e							
高知				3	f	宮崎市以外の地域	f			
高知市	e	鹿児島	3					e		
高知市以外の地域				f	鹿児島市	3	f			
									鹿児島市以外の地域	3

3 返済期間・返済方法

(1) 返済期間

返済期間は、最長返済期間（次の または のいずれか短い年数）の範囲内で、1年単位で設定してください（最短10年）。

(注) 各融資額（2ページの「2 融資額」の～）ごとに異なる返済期間は設定できません。

住宅の構造による最長返済期間 住宅の構造区分 20ページ参照

[耐火(注1)、準耐火、木造(耐久性)] 35年

[木造(一般)(注2)] 25年

(注1) 性能耐火(耐久性無)は、最長返済期間が25年となります。

(注2) 木造(一般)及び性能耐火(耐久性無)が融資の対象となるのは、平成14年3月31日までに設計審査に合格したものに限りです。

年齢による最長返済期間

「80歳」 - 「次のいずれかのうち年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」

申込本人	親子リレー返済を利用する場合は申込本人を後継者と読み替えます。
収入合算者	収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合のみ。

(2) 返済方法

元金均等毎月払いまたは元利均等毎月払いのいずれかを選択してください。
ボーナス併用払いも選択できます。

【ボーナス併用払いを選択した場合】

ボーナス併用払いを選択した場合は、各融資額(注)のすべてを毎月払い分とボーナス払いとに分けてください。ただし、ボーナス払い分は、各融資額(注)の10分の4以内で50万円単位となります。

なお、各融資額(注)のうち130万円未満になる融資額についてはボーナス併用払いを利用することはできません。

(注) 住宅融資額、土地融資額及び割増融資額については、それらの合計額の10分の4以内で50万円単位となります。

4 融資金利

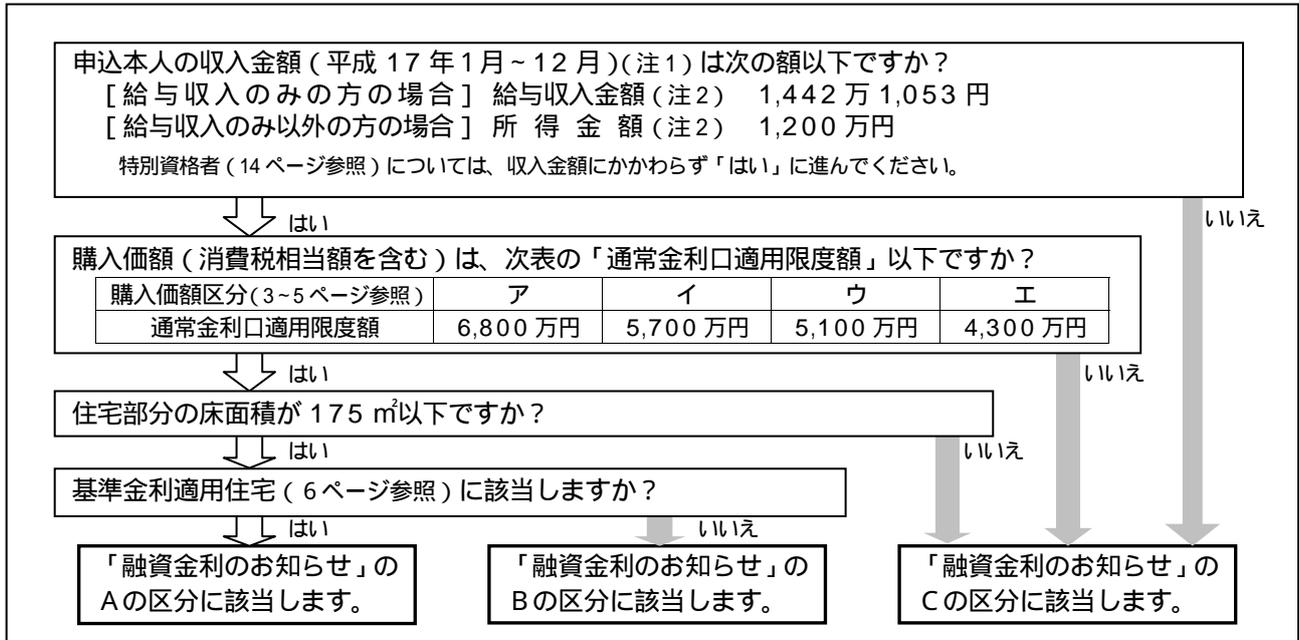
融資金利は、申込時の金利が適用される「固定金利」です。

次の「融資金利の確認フロー」と公庫または取扱金融機関などでお渡ししているチラシや公庫ホームページでご案内している融資金利により、適用される融資金利をご確認ください。

融資金利は、原則として毎月見直します。

最新の融資金利については、公庫ホームページ (<http://www.jyukou.go.jp>) をご覧いただくか公庫または取扱金融機関にお問い合わせください。主な融資金利は、携帯電話 (<http://www.jyukou.go.jp/i/>) からご覧いただけます。

融資金利の確認フロー



（注 1）平成 17 年 1 月以降、転職や就職をした場合については、17 ページ参照。

（注 2）「給与収入金額」「所得金額」については、2 ページ参照。

基準金利適用住宅

……床面積が 175 ㎡以下の住宅で次の a 又は b のいずれかに該当する住宅

- a. 「耐久性タイプ」 + 「バリアフリータイプ」の技術基準に適合する住宅
 b. 「耐久性タイプ」 + 「省エネルギータイプ」の技術基準に適合する住宅

耐久性タイプ	バリアフリータイプ	省エネルギータイプ
<p>基礎や柱といった構造部分の強化や、腐食やシロアリを防ぎ高い強度を長期間維持するための工夫が施されています。</p> <p>基礎は一体の鉄筋コンクリート造で地面からの高さを 40cm 以上にします。</p> <p>小屋裏の換気を適切に行い風通しを良くします。（天井面積の 1/300 以上の換気孔など）</p> <p>柱を太くし耐久性をアップさせます。（すみ柱を 12cm 角以上、通し柱であるすみ柱を 13.5cm 角以上）</p> <p>床下の換気を適切に行い風通しを良くします。（壁の長さ 4 m 以内ごとに 300 ㎤以上の換気孔）</p> <p>床下は防湿コンクリートなどで防湿措置をします。</p> <p>湿気のある場所の木材には防腐、防蟻措置をします。</p> <p>工法別に基準が定められています。（上記は在来木造住宅の場合）</p>	<p>段差の解消や手すりの設置など人に優しい配慮がされていますので、お年寄りに限らず家族全員が安心して暮らすことができます。</p> <p>浴室は広くします。（浴室の短辺 1.3 m 以上、広さ 2 ㎡以上）</p> <p>住宅内の階段と浴室に手すりを設けます。</p> <p>高齢者等の寝室と便所は同じ階に配置します。</p> <p>階段は適切な寸法で緩やかな勾配にします。（階段の勾配は 22/21 以下など）</p> <p>廊下や部屋の出入口の幅を広くします。（廊下幅 78cm（柱がある部分は 75cm）以上など）</p> <p>床や出入口の段差をなくします。</p>	<p>住まいを断熱しているのので、夏は熱の侵入が防げ、冬は熱が逃げるのを防げます。わずかな冷暖房エネルギーで快適に過ごすことができます。</p> <p>所定の厚さの断熱材を隙間なく施工します。</p> <p>断熱材の厚さは建設する地域、工法、断熱材の種類によって異なります。</p> <p>寒冷地においては窓やドアなどの開口部には断熱性に優れた建具を使用します。</p>

5 返済額・必要月収

(1) 毎月の返済額の計算式(めやす)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{融資金利ごとの} \\ \text{借入希望額(万円)} \\ \hline \end{array} \div 100 \times \begin{array}{|c|} \hline \text{100万円あたり} \\ \text{の返済額(円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{融資金利ごとの返済額(円)} \\ \text{1円未満切捨て} \\ \hline \end{array}$$

【元金均等返済の初回返済額は次の計算式で算出します。】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{元金返済額(円)} \\ \text{[融資額} \div \text{(返済期間(年)} \times \text{12)]} \\ \text{1円未満切捨て} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{初回分の利息返済額(円)} \\ \text{[融資額} \times \text{融資金利} \times \text{1/12]} \\ \text{1円未満切捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{融資金利ごとの} \\ \text{初回返済額(円)} \\ \hline \end{array}$$

(2) 必要月収の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{融資金利ごとの} \\ \text{返済額(円)(注1)} \\ \hline \end{array} \times 5 \text{ (注2)} = \begin{array}{|c|} \hline \text{必要月収(円)} \\ \hline \end{array}$$

必要月収を算出する際は、ボーナス払いを併用しないものとして計算した場合の毎月返済額に基づき計算します。

(注1) 元金均等返済の場合は、初回返済額に基づき計算します。
(注2) 債券加算額を利用できる住宅債券(つみたてくん)積立者は「融資金利ごとの返済額×4」としてください。

月収の計算

年収を12分の1した金額が月収となります。

【給与収入のみの方の年収】 平成17年1月～12月の給与収入金額

【給与収入のみ以外の方の年収】 平成17年1月～12月の所得金額

MEMO

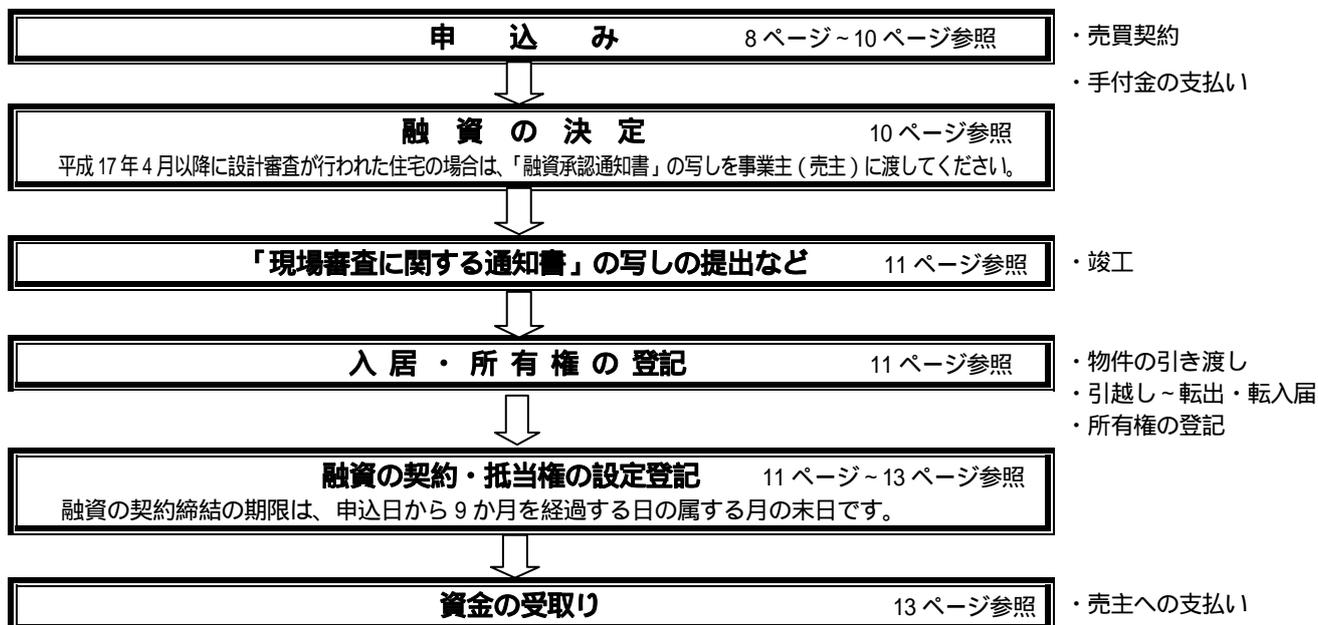
融資手続き

申込みから資金の受取りまでの流れ

< 公庫融資の手続きの流れ >

< 購入のスケジュール >

- ・購入物件の決定
- ・資金計画
- ・重要事項説明書の受領



1 申込み

(1) 申込先

購入する住宅の所在地と同じ都道府県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示された金融機関です。

(注1) 返済終了までの手続きは申込先の取扱金融機関で行うこととなります。

(注2) 購入する住宅の所在地が三大都市圏にある場合は、所在地と異なる都道府県内の取扱金融機関にお申込みできる場合があります。

(注3) 公庫の住情報相談センター及び大阪支店でもお申込みできる場合があります。

(2) 申込手続き

年間を通じてお申込みいただけます。申込本人又は申込内容のわかる同居予定のご家族が事業主(売主)または販売代理業者等の代行者が取扱金融機関にご来店の上、(3)の提出書類をご提出ください。

(注1) (3)の提出書類以外に、審査上必要な書類(例:確定申告書の写し、他の借入金に関するローン申込書、預金通帳など)の提出(提示)や来店をお願いする場合があります。また、申込内容を確認するにあたって、自宅または勤務先へ電話させていただく場合があります。

(注2) 提出書類のすべてがそろっていない場合は、申込みの受付はできません。

(注3) 提出いただいた書類は、原則としてお返しできません。

ご注意!

申込みいただいた後の融資の審査には1週間程度要します。なお、受付窓口の混み具合や審査内容などにより、1週間を超えて相応の日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

次の場合は融資をお断りします。

- ・自ら所有し居住するための住宅の取得に対する公庫融資を、1人または1世帯で2口以上申込みをしたとき(他の申込人の中に同姓同名の方がいる場合などには、事実確認を行いますので、ご了承ください。)
 - ・申込書もしくは提出書類に虚偽の記載があったとき、または提出書類が真正なものではなかったとき。
 - ・申込書または提出書類の記載内容に変更が生じた場合においてその届出がなかったとき。
- 申込みの日から9か月を経過する日の属する月の末日までは、申込みのやり直し(辞退などのあとの再度の申込み)はできません。

いったん申込みをすると、購入する住宅の変更はできません。購入する住宅を変更する場合は新たに申込みをしてください。
(この場合は申込みのやり直しには当たりませんので、 の条件はかかりません。)

事業主(売主)が行う手続きにも期限が定められており、期限内に手続きが行われない場合には、融資が受けられない場合があります。また、現場審査(平成13年4月以降9月以前に設計審査が申請された住宅の場合は現場審査(中間時)、平成13年10月以降に設計審査が申請された住宅の場合は現場審査(竣工時))の合格後に、敷地面積の変更・床面積の変更などの設計変更はできません。

(3) 提出書類

すべての方にご提出いただく書類(各々1部)

書 類 名		入手先	
建売住宅購入資金・住まいひろがり購入資金借入申込書		申込書類とあわせてお渡しします。	
申込内容確認書			
個人情報の取扱いに関する同意書			
運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日が記載されたもの)のうちいずれかの写し		本人	
申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(2年間分)(注1)(注2)			
給与収入のみの方(右の アまたはイの書類)	ア 住民税課税証明書など(支払給与の総額の記載のあるもの)	<対象>(1) 平成17年度+平成18年度	市区町村
	イ 特別徴収税額の通知書など(支払給与の総額の記載のあるもの) ・毎年5月から6月頃にかけて市区町村から勤務先を通して交付されますが、市区町村から再発行はされませんのでご注意ください。	<対象>(1) 平成17年度+平成18年度	勤務先
上記以外の方(右のアまたはイの書類)	ア 次のa及びbの証明書 a 納税証明書(その2・所得金額用) b 納税証明書(その1・納税額用)	<対象>(2) 平成16年+平成17年	税務署
	イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書など(所得金額の記載のあるもの) b 住民税納税証明書(納税額の記載のあるもの) ・aの証明書の「特別徴収税額」などの欄に金額の記載がある、またはaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示があるなど、住民税の総額を特別徴収されていることがわかる場合は、bの証明書の提出は不要です。	<対象>(3) 平成17年度+平成18年度	市区町村
1 平成17年度...平成16年1月~12月の支払給与の総額に関する証明書 平成18年度...平成17年1月~12月の支払給与の総額に関する証明書 2 平成16年.....平成16年1月~12月の総所得金額及びそれに対する所得税の納税状況に関する証明書 平成17年.....平成17年1月~12月の総所得金額及びそれに対する所得税の納税状況に関する証明書 3 平成17年度...平成16年1月~12月の総所得金額及びそれに対する住民税の納税状況に関する証明書 平成18年度...平成17年1月~12月の総所得金額及びそれに対する住民税の直近の納税状況に関する証明書			
住宅敷地に関する土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(申込日前2か月以内に発行されたもの)		法務局(登記所)	
公庫融資対象建売住宅確認書の写し		事業主(売主)	
売買契約書の写し(注3) ・原本の提示も必要です。		申込本人	
封筒(融資承認通知書送付用) ・80円切手を貼ってください。		申込書類とあわせてお渡しします。	

(注1)4、5月頃に申込みする場合で、平成17年1月から12月までの分の収入証明書の交付が受けられない場合は、平成17年分の源泉徴収票(給与収入のみ以外の方にあつては、平成17年分の確定申告書の写し(税務署の受理印のあるもの))を申込時に提出いただき、交付が受けられる時期になりましたら、速やかに の収入証明書をご提出ください。なお、資金のお受取りは、収入証明書の提出後になります。

(注2)申込本人が農林漁業従事者の場合は、収入証明書について上記と異なる取扱いができる場合があります。

(注3)申込時に売買契約書の写しが提出できない場合は、購入価額(敷地が賃借権の場合は、賃借権を取得できる旨)が記載されている募集パンフレットまたは募集広告の写しおよび「売買契約書の提出に関する念書」(取扱金融機関にお問い合わせください)を提出してください。なお、この場合でも、融資の契約時までには売買契約書の写し(原本提示)を提出していただきます。

あてはまる方のみご提出いただく書類(各々1部)

項 目	書 類 名	入手先
団体信用生命保険(共済)に加入する方	団体信用生命保険(共済)による債務弁済委託契約申込書 団体信用生命保険申込書兼告知書 ・申込時に提出できない場合は、融資の契約時までにご提出ください。	別冊「公庫団信ご案内」に同封しています。
住宅または土地を共有する方 (申込本人または連帯債務者以外の方が住宅または土地を共有する場合で申込日現在申込本人または連帯債務者と同居していない方)	定形郵便物の封筒 ・共有する方の住所、氏名、郵便番号を記入してください。 ・80円切手を貼ってください。 ・封筒は該当者1名につき、1部ご提出ください。	

連帯債務者をたてる方 (収入合算、親子リレー返済の場合に限ります。)	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(2年間分) 運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カードのうちいずれかの写し	上表の に同じ 上表の に同じ	
収入を合算する方の給与収入金額(給与収入のみ以外の方は所得金額)が103万円以下の方	上記の公的証明書のほか次の書類をご提出ください。 (給与収入のみの場合) 勤務先が発行する「給与証明書」 (給与収入のみ以外の方の場合) 平成16年分及び17年分の確定申告書の写し(税務署の受理印のあるもの)	勤務先 (書式は取扱金融機関または公庫ホームページ) 本人	
敷地が土地区画整理事業の仮換地または保留地である物件を購入する方	(仮換地の場合) 仮換地指定通知書または仮換地証明書の写し (保留地の場合) 保留地証明書の写し	土地区画整理組合など	
敷地の権利が賃借権または地上権の物件を購入する方	賃貸借契約書または地上権設定契約書の写し (賃借権である場合) 借地権(賃借権)に関する担保について (定期借地権(賃借権)などの場合で質権を設定する場合) 質権設定に関する念書	売主 取扱金融機関	
住宅債券積立者	住宅債券(つみたてくん)積立者のメリットを受ける方 21ページ参照 2ページの方で、同ページの に記載した収入金額を超える方	積立手帳の写し ・原本の提示も必要です。 振込金(兼手数料)受取書(提示) (3年コースの方の場合) ・「兼資格証」と表示された最終回の受取書をご提示ください。 (5年コースの方の場合) ・7回目以降で最終回の受取書をご提示ください。「兼資格証」と表示されているのは、11回目(最終回)の受取書のみです。	本人
住宅積立郵便貯金積立者	郵貯加算を利用する方 21ページ参照 2ページの方で記載の収入金額を超える方	貸付あっせん書(平成18年度に発行されたもの) 住宅積立郵便貯金通帳(1回目の貯金が記帳されたページ)の写し ・原本の提示も必要です。	郵便局 本人
特別資格者 14ページ参照 または公営住宅立退者 2ページ参照	国・地方公共団体などの公的機関が発行した資格・要件を確認できる書類 ・くわしくは公庫または取扱金融機関にお問い合わせください。 (災害り災者の場合) ・床面積が175㎡を超える住宅を建設する方は、上記の書類のほか、被災前の住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)や権利証(写し)などをご提出ください。	国・地方公共団体などの公的機関	
外国人の方 (申込本人、連帯債務者、共有者、担保提供者)	外国人登録証明書(提示)または登録原票記載事項証明書 ・在留資格が記載されているものに限ります。	本人または 市区町村	
現在、公庫融資を返済中の方 (返済中の公庫融資が田園住宅融資、親孝行ローン、住まいひろがり特別融資の場合を除きます。)	既融資完済に関する念書	取扱金融機関 公庫ホームページ	
平成17年1月以降に転職や就職をした方(申込本人、収入合算者) 17ページ参照	(平成17年中に転・就職した方の場合) 転・就職後の源泉徴収票及び転・就職後の勤務先が発行する「給与証明書」 (平成18年1月以降に転・就職した方の場合) 転・就職後の勤務先が発行する「給与証明書」	(書式は取扱金融機関または公庫ホームページ) 本人・勤務先 勤務先	

! 平成17年1月以降に、事業をはじめた方、年金の受給を開始された方、産休・育休期間がある方または海外勤務期間がある方については、提出書類及び手続きの一部が異なりますので、公庫または取扱金融機関にお問い合わせください。

ご注意!

正規の売買契約書と異なるものを提出した場合や申込時に提出した売買契約書の内容に変更が生じたことについて届出がない場合などには、融資をお断りします。融資金の受取り後、同様の事実が発覚した場合は、融資金を一括して返済していただきます。売買契約を締結する場合、思わぬトラブルに巻き込まれないよう、契約書などの内容をよく確認し、自ら署名、押印するようにしてください。

2 融資の決定

取扱金融機関から「融資承認通知書」及び「返済額のご通知」が郵送されますので、返済額などをご確認ください。「返済額のご通知」は融資の契約の締結の際に必ずご持参ください。融資の決定後、契約関係書類を取扱金融機関からお渡しします。その際、今後の手続きについてもご説明します。

【平成 17 年 4 月以降に設計審査申請が行われた住宅】

事業主（売主）が公共団体等（公庫が業務を委託している都道府県や市区町村の地方公共団体、指定確認検査機関及び登録住宅性能評価機関）に現場審査の申請を行う際に、お客様に郵送された「融資承認通知書」の写しが必要となります。事業主（売主）に「融資承認通知書」の写しを渡し、現場審査の申請を行ってもらってください。

ご 注 意 ！

融資の決定後であっても、申込内容などに疑義が生じた場合には、再審査を行います。その結果、融資額を減額する場合または融資の決定を取り消す場合があります。

3 「現場審査に関する通知書」の写しの提出など

設計審査申請日により、手続きが次のとおり異なります。

いずれの手続きが必要であるかなどは事業主（売主）にご確認ください。

設計審査申請日		手 続 き
平成 13 年 10 月以降		「現場審査に関する通知書（建売住宅） <u>竣工時</u> 」の写しの提出
平成 13 年 9 月 以前	建築確認が必要な住宅	「現場審査に関する通知書（建売住宅） <u>中間時</u> 」の写し、「検査済証」の写しの提出
	建築確認が不要な住宅	「適格認定」が必要になります。くわしくは公庫へお問い合わせください。

？ 用語解説

＜**建築確認**＞ 建築予定物について建築主が着工前に建築基準法などの関係法令に適合しているかを地方公共団体等に確認してもらう、建築基準法に基づく手続きです。

＜**適格認定**＞ 購入する住宅について、床面積、構造、階数、室数などが、公庫の定める要件に適合しているかどうかについて、公共団体等が審査するものです。

4 入居・所有権の登記

申込時の入居予定者全員の新居での住民登録と申込本人などの印鑑登録を行ってください。

市区町村への転入・転居の届出は、必ず入居後に行ってください。

市区町村への転入の届出を行った後、購入した住宅の所有権の登記を購入者名義で行ってください。登記手続きは、土地家屋調査士や司法書士などにご依頼ください。

【申込本人またはその家族の病気、子供の転校時期、住宅の引渡時期、単身赴任などの事情により新住所の住民登録ができない場合】
取扱金融機関にご相談ください。

【融資住宅の共有予定者が申込書に記載された方と異なる場合や同居予定であった共有予定者が同居しない場合など】
登記を行う前に必ず取扱金融機関にご相談ください。

5 融資の契約・抵当権の設定登記

（１）手続き

入居及び購入者名での所有権の登記が完了しましたら、公庫と申込本人などとの間で融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）を締結しますので、申込本人及び連帯債務者に取扱金融機関に来店していただきます。

ご来店の際には運転免許証（運転免許証を取得していない場合はパスポートまたは住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）でも可）（注１）及び実印をご持参ください。

（注１）運転免許証、パスポート及び住民基本台帳カードのいずれも取得していない場合は、取扱金融機関にお問い合わせください。

取扱金融機関に（２）の提出書類をご提出いただきます。

申込本人及び連帯債務者は、取扱金融機関来店時に融資の契約書（金銭消費貸借抵当権設定契約証書）に署名し実印を押印していただきます（注２）。

（注２）融資の契約を締結する際には印紙税がかかります。

抵当権設定登記は、原則として取扱金融機関が代行します。

【住宅または土地に公庫以外の権利者の抵当権などが登記されている場合】
融資の契約時まで抹消してください。

【借入申込時に団体信用生命保険（共済）の申込みをしなかった方で、団体信用生命保険（共済）への加入を希望する方】
融資の契約時までにお申込みください。

【抵当権設定登記をご自分で行う場合】
取扱金融機関から必要書類を受け取り、登記の申請をしてください。この場合は、抵当権設定登記後の登記事項証明書が提出された後に資金をお受け取りいただきます。

火災保険(注)の契約

特約火災保険をご利用される場合は、資金の受取り時までにご契約していただきます。選択対象火災保険をご利用される場合は、融資の契約締結時までにご契約いただき、併せて保険証券等をご提出いただきます。

(注) 火災保険・地震保険 22ページ参照

- ❗ 申込本人及び連帯債務者が融資の契約時に来店いただけない場合、担保提供者が融資の契約時までに来店いただけない場合、担保提供承諾書の提出がない場合または選択対象火災保険をご利用される場合で保険契約締結の手続きが完了していない場合は、融資の契約の手続きができず、資金の受取時期が遅れます。

(2) 提出書類

すべての方にご提出いただく書類(各々1部(の印鑑証明書を除く))

	書類名	入手先				
	金銭消費貸借抵当権設定契約証書 ・すべての氏名欄及び実印欄を空欄のままご持参ください。 (担保提供者が契約締結前に担保提供承諾書を提出している場合) ・該当欄の氏名欄に署名し実印を押印のうえ、ご持参ください。	取扱金融機関				
	住民票 (新住所(融資住宅の所在地)のもので入居者全員が記載されているもの) ・同居予定家族がない場合は提出不要です。 ・外国人の方の場合は住民票に代えて、外国人登録証明書(提示)または登録原票記載事項証明書(在留資格が記載されているものに限り)が必要です。 ・申込本人と内縁関係にある方や婚約者が入居する場合は、申込本人と同一世帯となっているものをご提出ください。	市区町村				
	印鑑証明書 ・申込本人及び土地・建物の担保提供者は2通、連帯債務者は1通ご提出ください。 ・新住所(融資住宅の所在地)のもので、最近発行されたものをご提出ください。					
	返済額のご通知	融資承認通知書と併せて郵送しています。				
	抵当権設定登記に必要な書類 登記原因証明情報 住宅の登記済証(権利証) 土地の登記済証(権利証)(土地に抵当権を設定しない場合は不要です。) 抵当権設定登記に関する委任状 ・申込本人などが自分で記入し、実印を押印してください。	取扱金融機関など 申込本人 取扱金融機関				
	火災保険契約に関する書類	取扱金融機関				
	<table border="1"> <tr> <td>特約火災保険をご利用される方</td> <td> 火災保険契約締結に関する委任状 ・申込本人などが自分で記入し、実印を押印してください。 住宅金融公庫融資住宅等火災保険申込書 特約火災保険構造級別に関する申出書 融資住宅の構造区分が耐火構造または準耐火(高性能)構造の場合は、不要です。 本申出書について不明な点は、幹事保険会社(22ページ)へお問い合わせください。 </td> </tr> <tr> <td>選択対象火災保険をご利用される方</td> <td> ・必要な書類・手続きがありますので、取扱金融機関にお問い合わせください。 </td> </tr> </table>	特約火災保険をご利用される方	火災保険契約締結に関する委任状 ・申込本人などが自分で記入し、実印を押印してください。 住宅金融公庫融資住宅等火災保険申込書 特約火災保険構造級別に関する申出書 融資住宅の構造区分が耐火構造または準耐火(高性能)構造の場合は、不要です。 本申出書について不明な点は、幹事保険会社(22ページ)へお問い合わせください。	選択対象火災保険をご利用される方	・必要な書類・手続きがありますので、取扱金融機関にお問い合わせください。	
特約火災保険をご利用される方	火災保険契約締結に関する委任状 ・申込本人などが自分で記入し、実印を押印してください。 住宅金融公庫融資住宅等火災保険申込書 特約火災保険構造級別に関する申出書 融資住宅の構造区分が耐火構造または準耐火(高性能)構造の場合は、不要です。 本申出書について不明な点は、幹事保険会社(22ページ)へお問い合わせください。					
選択対象火災保険をご利用される方	・必要な書類・手続きがありますので、取扱金融機関にお問い合わせください。					

あてはまる方のみにご提出いただく書類(各々1部)

項目	書類名	入手先
資金の受取りを代理人に依頼する方	資金の代理受領に関する委任状	取扱金融機関
親子リレー返済を利用する方で後継者が将来同居する方	将来同居に関する念書	
申込みの際、売買契約書の写し以外のものを提出した方(9ページ参照)	売買契約書の写し ・原本の提示も必要です。	申込本人
購入する住宅または敷地に買戻権が設定されている方	返還金等受領に関する委任状	取扱金融機関

<p>敷地の権利が定期借地権（賃借権）または建物譲渡特約付借地権（賃借権）の場合で、登記された賃借権に質権を設定していただく方</p> <p style="text-align: right;">20 ページ参照</p>	<p>賃借権質権設定契約証書（2通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込本人及び連帯債務者の氏名欄及び実印欄を空欄のままご持参ください。取扱金融機関来店時に署名し実印を押印していただきます。 <p>質権設定登記に関する委任状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込本人などが自分で記入し、実印を押印してください。 <p>登記原因証明情報 賃借権の登記済証（権利証） 賃貸人の印鑑証明書（2通）</p>	<p>取扱金融機関</p> <p>取扱金融機関</p> <p>取扱金融機関など 申込本人 賃貸人</p>
<p>次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地が定期借地権または建物譲渡特約付借地権の場合 ・地主が独立行政法人都市再生機構などである場合 	<p>返還金等受領に関する委任状</p>	<p>取扱金融機関</p>

ご注意！

（2）の提出書類以外に審査上必要な書類の提出（提示）をお願いすることや、新住所の電話番号、勤務先などの連絡先を確認することがあります。

オンライン申請の指定を受けた法務局（登記所）で登記手続きを行う場合は、抵当権設定登記や質権設定登記に必要な書類などが異なる場合がありますので、公庫または取扱金融機関にお問い合わせください。

申込みの日から9か月を経過する日の属する月の末日までに、融資の契約を締結できない場合は、融資の決定を取り消すことがあります。

❗ 金銭消費貸借抵当権設定契約証書の複写分は、返済が完了するまで大切に保管してください。

6 資金の受取り

資金は抵当権設定登記後で、公庫が定めている日（月2回）にお受け取りください。

原則として、取扱金融機関に申込人名義の口座を開設していただき、その口座への振込みとします。

資金の受取りの際、融資手数料 48,510 円（消費税相当額を含みます）、団体信用生命保険（共済）特約料、特約火災保険料相当額、登記費用、「融資額残高証明書」の郵送料（80 円 × 郵送回数）などを精算します。

【代理人が資金を受け取る場合】

代理で資金を受け取ることができるのは、売主、申込本人の家族などのうち、取扱金融機関がお認めした方に限ります。代理人が資金を受け取る場合は、「資金の代理受領に関する委任状」の提出など公庫の所定の手続きが必要になります。また、領収書（収入印紙が必要な場合があります。）をご提出いただくことになります。

ご注意！

代理人が資金を受け取る場合、後日トラブルとならないように自らの意思で確実に手続きをお取りください。

所得税の税額控除を受けるための「融資額残高証明書」の発行

住宅資金の融資を受けた場合に、一定の要件にあてはまるときは、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられます。

税額控除を受けるには、借入金の「融資額残高証明書」が必要となります。

借入申込書の「税控除残高証明書の郵送希望」欄の「有」に をされた方については、金銭消費貸借抵当権設定契約を締結した年以後控除期間中、毎年、公庫から「融資額残高証明書」を郵送いたします。

郵送時期については、ご契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をご参照ください。

融資制度・融資手続きの補足説明

1 特別資格者

次のいずれかに該当する方	
公共事業等移転者	公共事業などにより平成 18 年度内に移転しなければならなくなった方
災害り災者	火事、水害などの災害により住宅を失った方 (災害り災日から 1 年以内に申込みする方に限ります。)
なだれ、地すべり等地域移住者	なだれ、地すべりなどの危険があると地方公共団体の長が認める地域から移転する方
危険住宅移転者	建築基準法に基づき住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知などを受けた方
特別の法律などによる移転者	次の法律により移転や移住をする方 ・山村振興法 ・旧石炭鉱業構造調整臨時措置法 ・旧産炭地域振興臨時措置法 ・過疎地域自立促進特別措置法

【災害り災者の金利適用についての特例】

6 ページの「融資金利の確認フロー」にかかわらず、災害り災者の方が、次の および に該当する住宅を購入する場合は、融資金利のお知らせ(チラシ)のAの区分欄の金利が適用となります。

住宅部分の床面積が 175 ㎡以下(175 ㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積以下)の住宅
購入価額が「通常金利口適用限度額」(6 ページ参照)以下の住宅

2 申込みなどができる外国人の方

次のいずれかに該当する方	在留資格欄の記載
「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号)第 22 条第 2 項または第 22 条の 2 第 4 項の規定により永住許可を受けている方	永住者
「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条、第 4 条または第 5 条の規定による特別永住者の方	特別永住者

外国人の方が、連帯債務者、共有者または担保提供者になる場合も上表のいずれかに該当することが必要です。

3 民間金融機関から融資を受けられなかった方に関する融資率上限の特例

公庫融資の融資率上限が購入価額の 50%となる方のうち、民間金融機関から住宅取得資金の融資を受けられなかった方については、公庫の審査を経たうえで、融資率上限を 80%にできる場合があります。

この特例を希望される場合は、借入申込時に公庫所定の「融資に関する申込書」をご提出いただきますので、くわしくは公庫にお問い合わせください。

なお、公庫の審査の結果によっては、本特例または公庫融資を利用できない場合もありますので、ご了承ください。

購入する住宅が同一であること、民間金融機関への借入申込みから概ね 1 年以内のお申込みであることが条件となります。

4 融資住宅を共有することができる方（共有者）

次の要件にあてはまる方は、融資住宅を共有することができます。

要件	申込本人との関係	申込本人の親族、配偶者、配偶者の親族、婚約者または内縁関係にある方
	同居	申込本人と同居すること （例外1）連帯債務者にならない申込本人の直系親族 （例外2）連帯債務者となる、次のいずれかの方で、将来同居される方（現在自ら居住を要件とする公庫融資を返済中または融資手続き中の場合を除きます。） ・申込本人または申込本人の配偶者の父母 ・親子リレー返済の後継者（15ページ「5 親子リレー返済」参照）
	共有持分	申込本人の共有持分が2分の1以上あること （例外）共有者が連帯債務者になる場合は、申込本人と連帯債務者の持分の合計が2分の1以上あればかまいません。この場合も、申込本人は必ず持分を持つ必要があります。 なお、将来同居される共有者の持分は2分の1以下としていただきます。
	担保提供	すべての共有持分に公庫のための第1順位の抵当権を設定できること
担保提供者	担保提供意思確認手続 この「ご案内」における担保提供者とは、連帯債務者にならない共有者のことをいいます。	<p>【確認時期】 融資承認通知書発行後から融資の契約時まで</p> <p>【確認方法】 担保提供者に取扱金融機関までご来店いただき、抵当権の設定に関する確認を行い、「担保提供承諾書」（融資の契約時にご来店いただく場合は「金銭消費貸借抵当権設定契約証書」）に自署・実印の押印をしていただきます。</p> <p>来店の際には、運転免許証（運転免許証を取得していない場合はパスポートまたは住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）でも可）及び実印をご持参いただきます。</p> <p>（注）運転免許証、パスポート及び住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日が記載されたもの）のいずれも取得していない場合は、取扱金融機関にお問い合わせください。</p> <p>・担保提供者が、申込時点で申込本人または連帯債務者と同居していない場合には、「担保提供承諾書」を郵送によりご提出いただいてもかまいません（「担保提供承諾書」は申込時にご提出いただく封筒にて取扱金融機関から郵送します。）</p>

！ 親族とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。

！ 土地の担保提供者についても、上記の担保提供者と同様に担保提供意思の確認をさせていただきます。

5 親子リレー返済

親子リレー返済をご利用いただく場合は、次の要件にあてはまる方を後継者としていただく必要があります。

要件	申込本人との関係など	申込本人の子または孫（それぞれの配偶者も含みます。）で、定期的な収入のある方 申込本人に子または孫がないときは、申込本人の親族（申込本人の配偶者を除きます。）でも後継者になれる場合があります。
	申込時の年齢	借入申込時の年齢が70歳未満の方
	同居	申込本人と融資住宅に同居する方 融資住宅の取得後直ちに同居しなくても、将来同居を予定している方であれば構いません。
	連帯債務者	後継者は「連帯債務者」となっております。
	共有持分	将来同居予定の後継者も融資住宅を共有することができますが、その場合、後継者の共有持分は2分の1以下としていただきます。 （例外）将来同居予定の後継者が公庫融資を返済中または融資手続き中である場合は、後継者は、融資住宅を共有することはできません。
	担保提供	すべての共有持分に、公庫のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
	公庫融資を受けていないこと	後継者が、現在、公庫から融資を受けていない方であること（現在返済中の公庫融資が田園住宅融資、親孝行ローン、住まいひろがり特別融資（本人型・親族型）である場合を除きます。） （例外1）購入時に同居予定の後継者は、融資の契約時まで、現在返済中の公庫融資残額を全額ご返済いただければ、借入申込時に返済中の方でもかまいません。 （例外2）将来同居予定の後継者は、将来同居するときまでに、現在返済中の公庫融資残額を全額ご返済いただければ、当面はご返済を継続していただけます。
備考	収入合算	収入合算者の要件に適合すれば、後継者（公庫融資を返済中または融資手続き中の方を除きます。）の収入を合算できます。17ページ参照 （例外）後継者が将来同居予定の方である場合は、合算できる金額は、後継者の収入の50%または申込本人の収入のいずれか低い額が限度となります。
	返済期間	「年齢による最長返済期間」の算出にあたり、「申込本人」を「後継者」に読み替えます。 5ページ参照

6 総返済負担率

- (1) 総返済負担率が次の基準を超える場合は、別途必要な書類をご提出いただいたうえで、資金計画、ご返済の確実性、担保などの状況を個別に確認させていただきます。

年収(注)	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
総返済負担率	25%	30%	35%	40%

(注) 給与収入のみの方の場合は平成17年1月～12月の給与収入金額、給与収入のみ以外の方の場合は平成17年1月～12月の所得金額をいいます。平成17年1月以降、転職や就職をした場合の年収の計算方法は、17ページ参照。

- (2) 総返済負担率は、次の算式により計算してください。(小数点第2位以下は切捨て)

$$\text{総返済負担率(\%)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{今回の住宅取得に必要な} \\ \text{借入金の年間返済額の1/12} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{今回の住宅取得以外の} \\ \text{借入金の年間返済額の1/12} \end{array} \right]}{(\text{申込本人の年収} + \text{収入合算者の年収(全額)}) \text{の1/12}} \times 100$$

- (3) 総返済負担率を計算する際に必要な「年間返済額」は、申込本人または収入合算者が借入名義人(債務者)となる借入金(公庫申込日現在返済中の借入金を含みます。)を対象に算出します。申込本人または収入合算者に支払義務のある家賃・地代も対象になります。

なお、「今回の住宅取得に必要な借入金」として「民間金融機関」を利用され、その商品が、「変動金利型」または「当初の固定金利期間が5年未満」の場合は、借入申込書の「資金計画」の「民間金融機関」の各欄は、次の表にしたがいご記入ください。

借入金等	金利	返済期間	年間返済額の1/12
実際の借入額	公庫の住宅融資額の金利(注1)	実際の返済期間	公庫の住宅融資額の金利により算出した返済額(注2) 申込本人または収入合算者が借入名義人(債務者)となる借入金の場合のみご記入ください。

(注1)「融資金利のお知らせ」(チラシ)に記載している「基本(住宅・土地)融資額」の金利(申込本人に適用される区分の金利)です。

(注2)「融資金利のお知らせ」(チラシ)に記載している、該当する金利の返済額(めやす)を参照し、次の式により算出してください。

$$\left[\begin{array}{c} \text{元利均等返済の100万円あたりの返済額} \\ \text{「実際の返済期間」と「基本(住宅・土地)融資額の} \\ \text{金利」に応じた「毎月払い」欄の返済額} \end{array} \right] \times (\text{実際の借入額} \div 100 \text{万円})$$

	借入金の種類	年間返済額	借入申込書等への記入方法
今回の住宅取得に必要な借入金	【公庫借入金】 住宅融資額 割増融資額 土地融資額 債券加算額 郵貯加算額 【その他の借入金】 公庫財形資金	・元利均等返済の場合は、適用される金利による年間返済額(元金均等返済の場合は、第1回目の返済額×12) ・ボーナス併用払いの場合は、ボーナス払いを併用しないものとして計算	・借入申込書の「資金計画」欄の「年間返済額の1/12」欄に、左の各借入金の年間返済額の1/12をご記入ください。 ・【その他の借入金】のうち民間金融機関からの借入金が「変動金利型」または「当初の固定金利期間が5年未満」の場合は、前掲の(3)をご参照ください。
	【その他の借入金】 その他の公的資金 民間金融機関 勤務先 親・親戚・知人	年間返済額	
今回の住宅取得以外の借入金	住宅取得に必要な諸費用の借入金 自動車ローン(事業のためのものを除く) 教育ローン カードローン(事業のためのものを除く) 住宅ローン ・売却予定の住宅、賃貸予定や賃貸中の住宅のローンは対象外です。 ・アパートローンは対象外です。 ・今回取得する住宅の入居予定時期までに最終返済月が到来するローンは対象外です。 その他ローン(事業のためのものを除く)	毎月返済額×12 + ボーナス返済額×2	・左に該当する借入金や家賃・地代がある場合は、申込内容確認書の「4 今回の住宅取得以外の借入金に関する事項」欄にその借入金や家賃・地代をご記入ください。 同欄中の「毎月返済額」欄と「ボーナス返済額」欄に、各借入金や家賃・地代の毎月返済額とボーナス返済額を記入したうえで、「年間返済額」欄にご記入ください。 この「年間返済額」の1/12を、借入申込書の左下B欄にご記入ください。
	家賃 地代 ・今回取得する住宅への入居後も継続して支払う家賃・地代が対象です。	毎月の家賃・地代×12	・自動車ローン、教育ローン、カードローン、住宅ローン、その他ローンは、公庫申込日現在返済中のものが対象です。

7 収入合算をすることができる方（収入合算者）

申込本人の収入だけでは必要月収に満たない場合または総返済負担率が基準を超える場合に、次の要件にあてはまる方（1名）の収入を合算することができます。

要件	申込本人の直系親族、配偶者、婚約者または内縁関係にある方
	借入申込時の年齢が70歳未満であること
	融資住宅の取得後直ちに申込本人とその住宅に同居すること (例外)次の方は、融資住宅の取得後直ちに同居しなくても、将来、同居を予定していればかまいません。 ・親子リレー返済の後継者 15ページ参照 ・共有登記を行う場合の申込本人または申込本人の配偶者の父母 15ページ参照
	連帯債務者(注)となること (注)連帯債務者には、申込本人と同一の返済義務があります。
	公庫融資(注)を返済中(融資手続き中である場合を含みます。)ではないこと (注)田園住宅融資、親孝行ローン、住まいひろがり特別融資(本人型・親族型)である場合を除きます。
収入合算できる金額	収入合算できる金額は収入合算者の収入の全額または申込本人の収入のいずれか低い額までです。 (例外)収入合算者が将来同居予定の方である場合は、収入合算できる金額は、収入合算者の収入の50%または申込本人の収入のいずれか低い額までとなります。 (注)収入合算する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合は最長返済期間が短くなる場合があります。 5ページ参照

1 平成17年1月～12月の給与収入金額(給与収入のみ以外の方は、所得金額)が103万円以下の方については、収入の安定性・継続性を個別に確認させていただきます。その場合、所定の収入証明書に加えて、勤務先が発行する給与証明書(取扱金融機関にて所定の書式をお渡しします。公庫のホームページでも入手することができます。)等をご提出いただきます。

8 平成17年1月以降、転職や就職をした場合の年収の計算方法

申込本人及び収入合算者が転職や就職をした場合は、以下により年収を割り戻して計算します。

なお、平成17年1月以降に事業をはじめた方、年金の受給を開始された方、産休・育休期間がある方または海外勤務期間がある方については、公庫または取扱金融機関にお問い合わせください。

7ページに掲載の申込本人及び連帯債務者の「収入及び納税に関する公的証明書(2年間分)」に加え、次の書類をご提出ください。

転・就職時期	書類名	入手先	年収の計算方法
平成17年中の場合	次の及びの書類 転・就職後の源泉徴収票 転・就職後の支払給与を証する「給与証明書」(注)	勤務先	平成17年中の転・就職後の収入を証する「給与証明書」に記載された支給額で年収を割り戻します。(月割計算)
平成18年1月以降の場合	転・就職後の支払給与を証する「給与証明書」(注)	勤務先	平成18年中(平成19年1月以降に転・就職した方は平成19年中)の転・就職後の収入を証する「給与証明書」に記載された支給額で年収を割り戻します。(月割計算) この場合も、6ページの「融資金利の確認フロー」では、平成17年の公的証明書に記載された年収により判定します。

(注)「給与証明書」の書式は、取扱金融機関でお受け取りください。(公庫のホームページでも入手することができます)

<年収の計算方法(算出例)>

〔前提〕 転・就職年月日：平成17年3月12日
給与算定期間：月の1日～末日
支給金額：6,924,763円(平成17年3月～12月支給分。うち3月支給分は400,000円。)

1か月あたりの支給金額を算出します。

$$\frac{6,524,763 \text{ 円}}{9 \text{ か月}} = 724,973.66 \text{ 円}$$

↑ 4月～12月の9か月(1か月未満の期間(3月12日～3月31日の20日間)は除きます。)
↑ 6,924,763円 - 400,000円(1か月未満の期間に係る給与(3月の20日間分の給与)は除きます。)

小数点以下は切り捨てます。

により算出した1か月あたりの支給金額を12倍します。

$$724,973 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \boxed{8,699,676 \text{ 円}}$$

← この額を年収とします。

9 割増融資額

次表に掲げる工事が行われている場合には割増融資が受けられます。

設計審査の申請年月日により割増融資の種類や融資額が異なります。設計審査の申請年月日及び対象となる工事が行われているかどうかについては、「公庫融資対象建売住宅確認書」の写しでご確認ください。

各割増融資工事の概要は18～19ページをご覧ください。

なお、平成12年10月29日以前に設計審査が申請された住宅の場合については、公庫へご照会ください。

融資区分	名 称		融資額 (万円)	コード (注)	
長寿社会対応住宅	バリアフリー住宅工事		150	(42)	
	高齢者等対応設備併設の場合		250	(161)	
	高齢者等対応設備設置工事(平成14年3月以前設計審査申請分)		100	(24)	
環境共生住宅	省エネルギー住宅工事	次世代型	250	(151)	
		パッシブソーラーシステム併設の場合	400	(162)	
		一般型	開口部断熱なし	50	(153)
			パッシブソーラーシステム併設の場合	200	(163)
			開口部断熱あり	100	(154)
			パッシブソーラーシステム併設の場合	250	(164)
	パッシブ型(平成14年3月以前設計審査申請分)		150	(152)	
	省エネルギー型設備設置工事	暖冷房・給湯設備設置型		150	(156)
		換気設備設置型		50	(159)
		太陽光発電	平成13年4月以降設計審査申請分	200	(158)
設備設置型		平成13年3月以前設計審査申請分	300	(155)	
長期耐用住宅	高規格住宅工事	一般型(平成14年3月以前設計審査申請分)	200	(46)	
		環境配慮型	200	(48)	
	積雪地対応住宅工事	克雪型	150	(68)	
		高床型	50	(69)	

コードとは、借入申込書および「公庫融資対象建売住宅確認書」に記載してある整理番号です。

「高規格住宅工事」をご利用いただくには、床面積が120㎡以上必要です。

割増融資などを複数利用する場合、それぞれの加算額の合計を加算することができます。

ただし、下表の例外がありますのでご注意ください。

「長寿社会対応住宅」の「バリアフリー住宅工事(150万円)」と「バリアフリー住宅工事[高齢者等対応設備併設](250万円)」は併用することができません。

「環境共生住宅」の「省エネルギー住宅工事」は、コード番号が「151」,「162」,「153」,「163」,「154」,「164」のメニューのいずれか1つだけしか選択することができません。

平成12年10月30日以降平成13年3月31日までに設計審査が申請された住宅で、「公庫融資対象建売住宅確認書」の「157.暖冷房給湯(200万円)」に を付され、かつ、余白に「換気のみ」と記入されているものについては、「省エネルギー型設備設置工事(換気設備設置型)(50万円)159」を利用することができます。

割増融資工事の概略

くわしくは、公庫ホームページ(<http://www.jyukou.go.jp/>)

をご覧ください。または公庫へご照会ください。

長寿社会対応住宅

バリアフリー住宅工事(150万円) コード:42

現在または将来において高齢者等が安心して生活できるように、次のすべての工事をを行います。

床の段差解消 廊下・出入口の幅の確保 浴室の広さの確保 階段の寸法・形状 手すりの設置

この工事内容は「基準金利適用住宅」における「バリアフリータイプ」の工事内容と同様です。

【高齢者等対応設備併設の場合】(250万円) コード:161

上記のバリアフリー住宅工事と併せて、下記の高齢者等対応設備設置工事を行います。

高齢者等対応設備設置工事(100万円) コード:24(平成14年3月以前設計審査申請分)

高齢者等の住宅内の移動や入浴等の住生活を手助けするために、ホームエレベーターや高齢者等対応浴室などの公庫の定めた基準に該当する設備を設置する工事です。

省エネルギー住宅工事

省エネルギー住宅工事（次世代型）(250万円) コード：151

屋根または天井、壁、床の断熱工事及び気密工事、開口部を二重サッシとするなどの開口部断熱工事、換気設備の設置を行います。省エネルギー住宅工事（一般型）と比較して、より高い省エネルギー性能のある住宅となります。

〔パッシブソーラーシステム併設〕省エネルギー住宅工事（次世代型）(400万円) コード：162

上記の省エネルギー住宅工事（次世代型）と併せて下記の省エネルギー住宅工事（パッシブ型）を行います。

省エネルギー住宅工事（一般型...開口部断熱あり）(100万円) コード：154

省エネルギー住宅工事（一般型...開口部断熱なし）(50万円) コード：153

屋根または天井、壁、床の断熱工事（一部の寒冷地域では併せて気密工事）、開口部を二重サッシとするなどの開口部断熱工事を行います。温暖な地域では、開口部断熱工事を行わない場合でも割増融資が受けられます。

この工事内容は「基準金利適用住宅」における「省エネルギータイプ」の工事内容と同様です。

「温暖な地域」については、公庫にご照会ください。

〔パッシブソーラーシステム併設〕省エネルギー住宅工事（一般型...開口部断熱あり）(250万円) コード：164

〔パッシブソーラーシステム併設〕省エネルギー住宅工事（一般型...開口部断熱なし）(200万円) コード：163

上記の省エネルギー住宅工事（一般型）と併せて下記の省エネルギー住宅工事（パッシブ型）を行います。

省エネルギー住宅工事（パッシブ型）(150万円) コード：152（平成14年3月以前設計審査申請分）

公庫確認番号が付与された太陽エネルギー利用率30%以上のパッシブソーラーシステムを設置する工事です。

省エネルギー型設備設置工事

省エネルギー型設備設置工事（暖冷房・給湯設備設置型）(150万円) コード：156

複数の居室の暖冷房（暖房）及び3か所給湯を行うために、公庫確認番号が付与された一定の省エネルギー性能を有する集中型の暖冷房（暖房）設備及び給湯設備を設置する工事です。

省エネルギー型設備設置工事（太陽光発電設備設置型）(200万円) コード：158

(300万円) コード：155（平成13年3月以前設計審査申請分）

3kW以上の出力が得られるように、公庫確認番号が付与された一定の性能を有する太陽光発電設備を設置する工事です。

省エネルギー型設備設置工事（換気設備設置型）(50万円) コード：159

すべての居住室を計画的に換気することができる一定の性能を有する24時間機械換気設備を設置する工事です。

長期耐用住宅

高規格住宅工事

高規格住宅工事（一般型）(200万円) コード：46（平成14年3月以前設計審査申請分）

公庫の定めた高規格住宅基準に適合する住宅とするために、次のすべての工事を行います。

床面積120㎡以上 天井高等の確保 耐久性の向上 遮音性等の居住性の向上
階段等の安全性の確保

高規格住宅工事（環境配慮型）(200万円) コード：48

環境負荷の低減に有効な資材を使用するとともに、居住性、耐久性、安全性について高い水準とする工事です。

積雪地対応住宅工事

積雪地対応住宅工事をご利用いただける地域は、豪雪地域に限ります。ご利用いただける地域や基準について、くわしくは建設地を管轄する公庫、都道府県・市町村にお問い合わせください。

積雪地対応住宅工事（克雪型）(150万円) コード：68

屋根に融雪装置を設置する工事、または地域ごとに定められた耐雪型若しくは落雪型の屋根とする工事です。

積雪地対応住宅工事（高床型）(50万円) コード：69

一戸建てまたは連続建ての住宅で、基礎を高さ1m以上の布基礎とする工事です。

10 敷地が借地の場合

抵当権などの設定

【原則】敷地に対して、公庫を第1順位とする抵当権を設定していただきます。

【例外】地主から抵当権設定の承諾が得られない場合で、次のような場合は、敷地への抵当権設定を条件としないことがあります。

普通借地権	土地融資を利用せず、公庫以外の権利者の抵当権などが登記されていないなど公庫が債権保全上支障がないと認めた場合
定期借地権（賃借権）または建物譲渡特約付借地権（賃借権）（以下「定期借地権など」といいます）	敷地に対する抵当権設定に代えて、登記された借地権に第1順位の質権を設定できる場合 地主から質権設定の承諾が得られない場合で、上記の普通借地権と同様に、公庫が債権保全上支障がないと認めた場合には、質権設定も免除できる場合があります。

公庫以外の権利者の抵当権など

敷地に公庫以外の権利者の抵当権などが登記されている場合は、融資の契約時まで抹消してください。

賃借権取得資金などに対する融資

賃借権を権利金により取得した場合の土地融資額は、所有権を取得した場合のおおむね60%の額が限度となります。

また、定期借地権などを保証金により取得した場合の土地融資額は、所有権を取得した場合のおおむね40%の額が限度となります。なお、この場合は、次の手続きが必要です。

地主が独立行政法人都市再生機構の場合	特別な手続きはありません。
上記以外の場合	原則として、申込時に公庫支店が発行した「保証金融資確認通知書」の写しをご提出いただきます。

融資額は、公庫のホームページ（<http://www.jyukou.go.jp/>）でもご確認いただけます。

定期借地権などの場合の返済期間の設定

定期借地権などの場合は、返済終了日が「借地権の終了期日まで」または「建物譲渡日まで」となるように、返済期間を設定していただく必要があります。

11 住宅の構造区分

木造	（一般） 準耐火構造及び耐火構造以外のものです。（注1）
	（耐久性） 準耐火構造及び耐火構造以外のもので、公庫の定める一定の耐久性向上措置（注2）を施したものです。（注3）
準耐火	（一般） 主要構造部（壁、柱、床、梁など）を建築基準法に定める準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち公庫が定める防火性能を備えた住宅等が該当します。
	（高性能） 主要構造部を1時間の耐火性能を有する準耐火構造（建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当（一部を耐火構造としたものも含まれます。））とし、かつ、公庫の定める一定の耐久性向上措置（注2）を施したものです。
耐火	（一般） 主要構造部を建築基準法に定める耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。
	（性能耐火） 主要構造部を耐火設計法（建築基準法第2条第9号の2イ（2））の基準に適合するものとしたものです。公庫の定める一定の耐久性向上措置（注2）を施したものが「性能耐火（耐久性有）」、耐久性向上措置を施していないものが「性能耐火（耐久性無）」（注1）となります。

（注1）木造（一般）及び性能耐火（耐久性無）が融資の対象となるのは、平成14年3月31日までに設計審査に合格したものに限りです。

（注2）基準金利適用住宅の共通要件である耐久性タイプの基準と同様です。ただし性能耐火など特殊な場合には公庫による承認が必要です。

（注3）平成12年3月までに設計審査申請が行われた住宅で、次のいずれかにあてはまる場合には、「耐久性」となります。

木造（高耐久）の場合

木造（一般）で次のいずれかに該当する場合

- ・平成10年10月以降に建築確認申請が行われた（建築確認申請が不要な場合は設計審査に合格した）住宅で基準金利適用住宅に該当するもの。
- ・高規格住宅工事が行われた住宅。

12 住宅債券（つみたてくん）・住宅積立郵便貯金積立者のメリット

(1) メリットの内容

	住宅債券（つみたてくん）積立者	住宅積立郵便貯金積立者																																		
融資額の加算 通常の融資額に加えてご利用いただけます。	債券加算額 【3年積立コース】 600万円 【5年積立コース】 融資の申込時までに積み立てた払込累計額に応じた額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>払込累計額</th> <th>融資額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>150万円未満</td><td>420万円</td></tr> <tr><td>150万円以上170万円未満</td><td>480万円</td></tr> <tr><td>170万円以上190万円未満</td><td>540万円</td></tr> <tr><td>190万円以上210万円未満</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>210万円以上230万円未満</td><td>660万円</td></tr> <tr><td>230万円以上250万円未満</td><td>720万円</td></tr> <tr><td>250万円以上270万円未満</td><td>780万円</td></tr> <tr><td>270万円以上290万円未満</td><td>840万円</td></tr> <tr><td>290万円以上310万円未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>310万円以上330万円未満</td><td>960万円</td></tr> <tr><td>330万円以上350万円未満</td><td>1,020万円</td></tr> <tr><td>350万円以上370万円未満</td><td>1,080万円</td></tr> <tr><td>370万円以上390万円未満</td><td>1,140万円</td></tr> <tr><td>390万円以上410万円未満</td><td>1,200万円</td></tr> <tr><td>410万円以上430万円未満</td><td>1,260万円</td></tr> <tr><td>430万円以上</td><td>1,320万円</td></tr> </tbody> </table>	払込累計額	融資額	150万円未満	420万円	150万円以上170万円未満	480万円	170万円以上190万円未満	540万円	190万円以上210万円未満	600万円	210万円以上230万円未満	660万円	230万円以上250万円未満	720万円	250万円以上270万円未満	780万円	270万円以上290万円未満	840万円	290万円以上310万円未満	900万円	310万円以上330万円未満	960万円	330万円以上350万円未満	1,020万円	350万円以上370万円未満	1,080万円	370万円以上390万円未満	1,140万円	390万円以上410万円未満	1,200万円	410万円以上430万円未満	1,260万円	430万円以上	1,320万円	郵貯加算額 275万円 (注) 全額を加算する場合のみ5万円単位可。
払込累計額	融資額																																			
150万円未満	420万円																																			
150万円以上170万円未満	480万円																																			
170万円以上190万円未満	540万円																																			
190万円以上210万円未満	600万円																																			
210万円以上230万円未満	660万円																																			
230万円以上250万円未満	720万円																																			
250万円以上270万円未満	780万円																																			
270万円以上290万円未満	840万円																																			
290万円以上310万円未満	900万円																																			
310万円以上330万円未満	960万円																																			
330万円以上350万円未満	1,020万円																																			
350万円以上370万円未満	1,080万円																																			
370万円以上390万円未満	1,140万円																																			
390万円以上410万円未満	1,200万円																																			
410万円以上430万円未満	1,260万円																																			
430万円以上	1,320万円																																			
必要月収の緩和	必要月収が、「毎月の返済額の4倍」に緩和されます。 通常は、「毎月の返済額の5倍」。																																			

払込累計額とは、実際に払込みいただいた金額の合計額で、ご購入いただいた債券の額面ではありません。

(2) メリットを受ける方の要件

住宅債券（つみたてくん）積立者	住宅積立郵便貯金積立者
<ul style="list-style-type: none"> 債券を換金された方については、債券を換金されてから6か月以内であること。 申込本人が引き受けた債券の60%以上を債券換金時または申込時に保有していること。 債券を現物で保有している方は、債券取扱店で事前に資格の確認を受ける必要があります。 【3年積立コース】 <ul style="list-style-type: none"> 住宅債券を7回全部積み立てていること。 積立手帳に表示された割増融資の対象期間内（積立終了後4年間）であること。 対象期間に変更がある場合は、積立手帳に記載された変更後の期間内であること。 【5年積立コース】 <ul style="list-style-type: none"> 住宅債券を7回以上積み立てていること。 最後に引き受けた債券の発行日の翌日から5年以内であること（11回の積立を完了している場合は、積立手帳に表示された割増融資の対象期間内（積立終了後5年間）であること。） 対象期間に変更がある場合は、積立手帳に記載された変更後の期間内であること。 	郵便局の発行する平成18年度の「貸付あっせん書」の交付を受けた方 (注) 『住宅積立郵便貯金』の積立を平成11年4月1日から平成17年3月31日までに始めた方が対象です。

！ ご注意【住宅債券（つみたてくん）について】

- 申込本人が積立者になっていない場合でも、申込本人の配偶者（婚約者・内縁関係にある方を含みます。）または申込本人の直系親族が積立者である場合は、積立者が「連帯債務者」になり、「直ちに融資住宅に入居」し、「融資住宅の共有特分」を持っていただければ、(1)の及びのメリットを利用することができます。
- 5年コースの積立途中、(1)の及びのメリットを利用した場合、それ以降の積立はできません。
- 住宅債券は払込日ではなく、債券の発行日をもって積立をしたこととなりますのでご注意ください。

13 火災保険・地震保険

公庫では、万一災害などによる損害を受けられた場合、債務だけが残ることのないようにするため、お客様が融資をご利用される際には、建物に火災保険をつけていただくことを条件としており、特約火災保険をご利用いただくか、特に特約火災保険の利用を希望されない場合には選択対象火災保険をご利用いただけます。

各商品の保険料や特徴などを十分にご検討の上、お選びください。

【特約火災保険】 → 公庫融資をご利用される方のみがご利用いただける火災保険です。お手続きも簡単で、特約火災保険と同等程度の補償範囲を有する他の火災保険より、保険料が50%程度お安くなっています。

【選択対象火災保険】 → 一般の火災保険のうちで特約火災保険と同等以上の保険商品であることを公庫が確認した火災保険です。この中からご希望される保険会社の選択対象火災保険をご自由にお選びいただけます。

❗ **ご注意**

・「満期返戻金付き長期総合保険」などを付けている住宅を買い替える場合は、保険契約の満期まで融資住宅に引き継ぐことができる場合がありますので、取扱金融機関にご相談ください。

1 特約火災保険・地震保険

(1) 特約火災保険・地震保険共通

- ・この保険は共同保険であり、保険会社19社(後記参照)が、それぞれの引受割合により連帯することなく単独別個に、保険責任を負担しています。各社の引受割合については、幹事保険会社にお問い合わせください。
- ・保険金請求権に公庫を第1順位とする質権を設定していただきます。

❗ **ご注意** 万一保険会社が破綻した場合は、火災保険については、引受保険会社の引受割合に応じて、保険金、解約返戻金等の8割(但し破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。地震保険については、損害保険契約者保護機構により全額保護されます。

(例) 引受保険会社の引受割合が2%の保険会社が破綻した場合、保険金額が1千万円とすると、削減される額が4万円(1千万円(保険金)×2%(引受割合)×(100%-80%))となり、補償される額は996万円(1千万円-4万円)となります。

共同引受会社一覧(平成18年4月1日現在)				(50音順)
あいおい損害保険株式会社	共栄火災海上保険株式会社	大同火災海上保険株式会社	富士火災海上保険株式会社	
朝日火災海上保険株式会社	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社	
アリアンツ火災海上保険株式会社	スミセイ損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社	明治安田損害保険株式会社	
AIU保険会社	セコム損害保険株式会社	ニッセイ同和損害保険株式会社	(幹事保険会社)	
エース損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社	株式会社損害保険ジャパン	

特約火災保険・地震保険の詳細については、幹事保険会社作成の「特約火災保険・特約地震保険のご案内」をご覧ください。

幹事保険会社・株式会社損害保険ジャパン住宅金融公庫部			
札幌 (011) 281-6145	仙台 (022) 298-2377	前橋 (027) 223-5171	東京 (03) 3349-4222
名古屋 (052) 953-3711	金沢 (076) 232-1110	大阪 (06) 6343-3940	高松 (087) 825-0865
広島 (082) 222-8911	福岡 (092) 481-5344	熊本 (096) 326-9034	

(2) 特約火災保険

保険金が支払われる場合.....火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風・ひょう・雪災、水災など。家財は対象になりません。

保険金額.....公庫融資額(財形を含みます。)以上でご契約していただきます。ただし、建物価額が限度です。万一の場合に、十分な保険金の支払いを受けるためには、建物の再調達価額までご契約される必要があります。公庫の融資額分のみ特約火災保険を付け、融資額を超える部分について別の保険を付けることはできません。

保険期間.....1年または2年~36年(長期契約)のいずれかとなります。

保険料.....ご契約いただく期間(最長36年)に応じてお支払いいただきます。長期契約は長期係数が適用されますので、1年契約よりも割安となっています。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times (\text{A基本料率} \times \text{B長期係数}) \times 1/1,000$$

円位を四捨五入して10円単位 小数点以下第3位を四捨五入

「1年契約」の長期係数は、1となります。

A. 基本料率

B. 長期係数(抜粋)

建物の所在地	建物の構造		
	耐火 高性能準耐火	準耐火 省令準耐火	木造
北海道(札幌 函館の各市を除く) 岩手県 秋田県	0.22(円)	0.38(円)	1.16(円)
北海道(札幌 函館の各市) 茨城県 福井県 愛媛県	0.22	0.38	0.89
青森県	0.23	0.39	1.33
宮城県 栃木県 山梨県 静岡県 岡山県 香川県	0.22	0.38	0.82
山形県 福島県 群馬県	0.22	0.38	1.00
東京都(墨田 江東 荒川 足立 葛飾 江戸川の各区)	0.22	0.38	0.75
東京都(6区を除く) 埼玉県 千葉県	0.22	0.38	0.72
神奈川県	0.22	0.38	0.73
新潟県	0.27	0.47	1.25
富山県	0.23	0.39	0.89
石川県	0.23	0.39	0.82
長野県 兵庫県(神戸 西宮 芦屋 伊丹 宝塚 川西の各市を除く)	0.23	0.39	0.77
岐阜県 山口県 福岡県(北九州 福岡の各市) 佐賀県 熊本県 大分県	0.27	0.47	1.00
愛知県	0.27	0.47	0.86
三重県 奈良県	0.27	0.47	0.93
滋賀県 京都府 大阪府	0.27	0.47	0.84
兵庫県(神戸 西宮 芦屋 伊丹 宝塚 川西の各市)	0.23	0.39	0.72
和歌山県 鳥根県 長崎県 宮崎県	0.27	0.47	1.09

保険期間 (年)	長期係数
2	1.85
5	4.25
10	8.00
15	11.35
20	14.40
25	17.10
30	19.55
35	21.75
36	22.20

< 融資のあとの注意事項 >

- 1 返済金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引き落としとなりますが、返済日に引き落としができない場合には、通常の返済金（元金＋利息）の支払いに加えて、別途「延滞損害金（年14.5%（日割り計算）」の支払義務が発生します。そのため、口座の残高が不足することがないように、お気をつけください。
- 2 次のような場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。
 - 6か月以上、毎回の返済金（元金＋利息）の返済を怠ったとき
 - 無断で融資住宅に住まないとき、または他人に賃貸・譲渡したとき
 - 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所など）に使用したとき
 - 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定するなど、公庫に損害を及ぼすような行為を行ったとき
 - 自ら居住する住宅の建設・購入のための融資を、公庫から重複して受けたとき
 - 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行ったとき

くわしくは、金銭消費貸借抵当権設定契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をお読みください。また、不明な点は取扱金融機関へお問い合わせください。なお、返済の途中で事情が変わった場合には、公庫支店または取扱金融機関へ早めにご相談ください。

債権の信託について

（証券化による資金調達について）

公庫は保有する債権を信託し、これを裏付けとした証券を発行して、融資する資金の一部を調達することとしています。

（取扱いについて）

お客様に対する債権の信託を行った場合におきましても、契約で定められた条件に変更はなく、引き続き取扱金融機関及び公庫が責任を持って行いますので、毎月の返済その他一切の取扱いにおいて変更はございません。

なお、債権を信託する場合または信託を解除する場合には、その旨の通知は行いませんので、あらかじめご了承願います。

< プライバシーポリシー（個人情報保護方針抜粋） >

公庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下に掲げる方針に基づき、また、個人情報保護に関する日本の法令その他の規範を遵守することをもって、個人の権利利益の保護に誠実かつ積極的に取り組みます。

- 1 個人情報の適正取得
公庫は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、金融機関でのお借入れ状況その他お客様に関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。
- 2 個人情報の利用目的
公庫は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的（公庫のホームページでもご覧いただけます。）その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- 3 安全管理措置
公庫は、保有する個人情報について、紛失、破壊、改ざん、漏えいまたは不正のアクセスの防止その他安全な管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
公庫は、役員及び職員（派遣職員、嘱託職員、パートタイマー、アルバイトを含む。以下、同じ。）に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。
公庫は、個人情報保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定の改善、見直しを行います。
- 4 役職員の義務
次の(1)及び(2)に掲げる者は、公庫業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。
 - (1) 個人情報の取扱いに従事する公庫の役員若しくは職員またはこれらの職にあった者
 - (2) 公庫から個人情報の取扱いの委託を受け、その受託業務に従事している者または従事していた者
- 5 委託先の選定及び監督
公庫は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託先の選定に先立ち、個人情報の安全管理措置への対応の適切性等の選定基準を策定し、当該基準を満たした者に対してのみ委託します。また、個人情報の安全管理措置等を徹底するよう委託契約書等に規定するとともに、委託先に対し必要かつ適切な監督を行い、委託契約が遵守されているか定期的に確認します。
- 6 個人情報の第三者提供の制限
公庫は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合を除き、お客様から取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
詳しくは、公庫のホームページまたは借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。
 - (1) お客様の同意があるとき、またはお客様に提供するとき
 - (2) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき
 - (3) お客様または公共の利益のために必要であると判断されるとき
 - (4) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき
 - (5) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき、その他特別の理由があるとき
- 7 個人情報の開示、訂正及び利用停止
公庫が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客様本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続き及び開示にかかわる手数料の額は、公庫のホームページ上に公表します。
- 8 お問い合わせ窓口
公庫のホームページまたは借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。

平成18年度建売住宅購入資金・住まいひろがり購入資金借入申込書

住宅金融公庫 殿

平成 年 月 日

私は、自ら居住するため(住まいひろがり(親族型)にあつては親族の居住の用に供するため)に購入する住宅の所要資金として、貴公庫の融資に関する資格、条件及び手続を了承して、下記のとおり借入れの申込みをします。
私は、この借入申込書の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、貴公庫に申し出ます。

資金区分		①建売住宅購入 住まいひろがり ②親族型 ③本人型		左の①～③のいずれかを選択(必ずご記入ください)	
申込本人	氏名	フリガナ (氏) (名)	(実印) 性 男 別 女	年齢 歳	生年月日 年 月 日
	電話番号	()-()-()	勤務先	①日本国籍 ②外国籍	公庫融資を現在返済している ① していない ②
	携帯電話	()-()-()	勤務先	通勤時間	分
	現住所	フリガナ 〒()-()	勤務先	勤務先住所	就職年月日 ③昭 ④平 年 月 日
勤務先	職業 業種 事業内容	所属	職種	役職	
年収	H17年分	申込本人 円 ()万円+ 収入合算者 円 ()万円= 合計 円			
	H16年分	申込本人 円 収入合算者 円			申込本人の収入の種類 (H17年分) ①給与収入のみ ②給与収入のみ以外
理由	①親子リレー返済(購入時同居) ②親子リレー返済(将来同居) ③超長期親子リレー返済(入居予定者 人) ④収入合算 ⑤その他				
連帯債務者	氏名	フリガナ (氏) (名)	(実印) 性 男 別 女	年齢 歳	生年月日 年 月 日
	電話番号	()-()-()	勤務先	①日本国籍 ②外国籍	続柄 ①配偶者 ②婚約者 ③親 ④子 ⑤その他
	申込本人との現在の同居の有無	同居 別居	勤務先	通勤時間	分
	現住所	フリガナ 〒()-()	勤務先	勤務先住所	就職年月日 ③昭 ④平 年 月 日
勤務先	職業 業種 事業内容	所属	職種	役職	
購入価額	@ 万円 内訳(建物費 万円・土地費 万円)				
資金計画	返済方法	②元金均等 ①元利均等		ボーナス払いの希望	②無 ①有
	返済期間	①1月と7月 ②2月と8月 ③3月と9月 ④4月と10月 ⑤5月と11月 ⑥6月と12月		返済期間	年
	住宅融資額 ①	借入金等	金利	年間返済額の1/12 (単位:円)	借入金のうちボーナス払い分 (50万円単位)
	割増融資額 ②	万円	%	住宅・割増・土地	住宅割増土地 万円
	土地融資額 ③	万円	%		債券 万円
	債券加算額 ④	万円	%		郵貯 万円
	郵貯加算額 ⑤	万円	%		
	計(①～⑤)	万円	公庫融資率(①～⑤) ×100 %		総返済負担率 (A+B) / 年取の合計の1/12 ×100 = % (小数点第2位以下切捨て)
	公庫財形資金 ⑥	万円	%		右の番号表より選択(必ずご記入ください)
	その他の公的資金 ⑦	万円	%		
	民間金融機関 ⑧	万円	%		
勤務先 ⑨	万円	%			
親・親戚・知人 ⑩	万円	%			
手持金 ⑪	万円	(うち住宅資金贈与 万円)		住宅を必要とする理由は	
合計(①～⑪)	万円		A	融資住宅に入居する家族構成は	
申込内容確認書の4に記入した今回の住宅取得以外の借入金の「⑤年間返済額」の1/12の額(円単位)を右の欄に記入			B	現在の住宅の種類は	
				現在の住宅の建て方は	
				現在の住居費負担額は 万円	
				住宅債券を積み立てていますか	
				予定建物の性能は	
				住宅性能表示制度の利用は	
				現在の住宅の床面積は m ²	

⑥～⑩のうち、公庫借入金の申込本人または収入合算者が、債務者または連帯債務者となる借入金の年間返済額の1/12をそれぞれご記入ください。

団体信用 生命保険 ・ 共済	① 1人が加入する ② 連帯債務者となる夫婦2人で 加入する ③ 加入しない	税控除残高 証明書 の 郵送希望	申込本人 連帯債務者	有 無	特約火災保険 手続きの ご案内	① 希望しない	ダイレクト メール の送付	① 希望しない
共有予定	① 有 ② 無	建物 土地 予定者氏名	① 日本国籍 ② 外国籍 ③ 日本国籍 ④ 外国籍	予定持分	申との 続柄	今資 住宅に 融	① 同居 ② 将来同居 ③ 同居しない	① 同居 ② 将来同居 ③ 同居しない

購入 物件 の 概要	所在地	フリガナ (登記上)〒()	敷地	敷地の権利	① 所有権 ② 地上権 ③ 賃借権
	団地名	フリガナ	住宅 番号	1戸当たりの 敷地面積	□□□□ m ²
	基準金利適用住宅の希望	① 有 ② 無	タイプ ① バリアフリー ② 耐久性 ③ 省エネルギー ④ バリアフリー+耐久性 ⑤ 省エネルギー+耐久性	建築確認申請年月日	平成 年 月 日
	設計審査申請年月日	平成 年 月 日	設計審査合格年月日	平成 年 月 日	売買契約(予約)年月日
構造	木造(① 一般 ② 耐久性) 準耐火(③ 一般 ④ 高性能) 耐火(⑤ 一般 性能耐火(耐久性) ⑥ 有 ⑦ 無)	工法	在来(① 木造 ② 鉄骨造・RC造等) プレハブ(③ 木質系 ④ 鉄骨系 ⑤ 枠組壁工法 ⑥ コンクリート系 ⑦ 丸太組構法)	現場審査合格年月日	平成 年 月 日
建て方	① 一戸建て ② 連続建て	入居予 定者数	人	入居予定 年月	平成 年 月
間取り	② 2DK ③ 2LDK ④ 3DK ⑤ 3LDK ⑥ 4DK ⑦ 4LEK ⑧ 5DK ⑨ 5LDK ⑩ その他()				

割増 融資等 額	万円	H14年4月以降 設計審査申請分	バリアフリー住宅 150万 ④②	省エネ 一般型	開口部なし 50万 ①⑤③	暖冷房給湯 ①⑤⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧
		高齢者設備併設 250万 ①⑥①	省エネ バッシブ併設 200万 ①⑥③	開口部あり 100万 ①⑤④	太陽光発電 ①⑤⑧	換気 ①⑤⑨	高床型 ⑥⑨	
		省エネ次世代型 250万 ①⑤①	バッシブ併設 400万 ①⑥④	高規格 環境配慮型 ④⑧	高規格 一般型 ④⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧	
		H12年1月～H14年3月 までの設計審査申請分	バリアフリー住宅 ④②	省エネバッシブ型 ①⑤②	暖冷房給湯 ①⑤⑥	太陽光 発電 H13/3/31以前 ①⑤⑤	高規格 一般型 ④⑥	積雪地
高齢者設備 ④④	省エネ 開口部なし ①⑤③	暖冷房給湯換気 H12/10/29以前 ①⑤⑦	太陽光 発電 H13/4/1以降 ①⑤⑧	高規格 環境配慮型 ④⑧	高床型 ⑥⑨	積雪地	克雪型 ⑥⑧	
省エネ次世代型 ①⑤①	省エネ 開口部あり ①⑤④	換気 H12/10/30以降 ①⑤⑨	高規格 環境配慮型 ④⑧	高規格住宅 ④⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧		
H11年4月～H11年12月 までの設計審査申請分	バリアフリー住宅 ④②	省エネ次世代型 ①⑤①	省エネ 開口部なし ①⑤③	暖冷房給湯 ①⑤⑥	太陽光 発電 ①⑤⑤	積雪地	克雪型 ⑥⑧	
高齢者設備 ④④	省エネバッシブ型 ①⑤②	省エネ 開口部あり ①⑤④	暖冷房給湯換気 ①⑤⑦	高規格住宅 ④⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧		
H10年10月～H11年3月 までの設計審査申請分	バリアフリー住宅 ④②	省エネバッシブ型 ①⑤②	省エネ 開口部なし ①⑤③	省エネバッシブ型 ①⑤④	高規格住宅 ④⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧	
高齢者設備 ④④	省エネバッシブ型 ①⑤②	省エネ 開口部なし ①⑤③	省エネバッシブ型 ①⑤④	高規格住宅 ④⑥	積雪地	克雪型 ⑥⑧		

事業主(売主)名	株 有 その他 (担当者氏名)	フリガナ 〒() ☎()-()-()	住 所
販売代理・仲介業者 などの有無	業 者 名 株 有 その他 (担当者氏名)	フリガナ 〒() ☎()-()-()	住 所
この申込書を持参す る方の氏名をご記入 ください(申込本人 が来店する場合は 記入不要です。)	氏 名 フリガナ (氏) (名)	フリガナ 〒() ☎()-()-()	申との 関係 申込 者()

番号表(次の中から選び左の該当欄にあてはまる番号をご記入ください。なお、この枠内には記入しないでください。)

・住宅を必要とする理由 (住まいひろがり(本人型)をお申込み の方は、①～⑨の中からあてはまる番号 をご記入ください)	① 住宅が古い ② 住宅が狭い ③ 結婚 ④ 世帯を分ける(③を除く) ⑤ 環境が悪い ⑥ 家賃が高い ⑦ 立退き要求 ⑧ 通勤・通学に不便 ⑨ その他
番	① 家族が居住する ② 避寒避暑 ③ 自然に親しみ ④ 子供の自然教育 ⑤ 家族のコミュニケーション ⑥ スポーツ等趣味のため ⑦ 通勤の緩和 ⑧ その他
・融資住宅に入居する 家族構成(注)	① 夫婦のみ ② 夫婦と子供 ③ 夫婦と親 ④ 夫婦と子供と親 ⑤ 単身者 ⑥ その他
・現在の住宅の種類	① 親族の家に居住 ② 持ち家 ③ 公営住宅 ④ 機構(公団)・公社等賃貸住宅 ⑤ 民間木造アパート ⑥ 民間借家(⑤を除く) ⑦ 借間下宿 ⑧ 社宅・官舎
・現在の住宅の建て方	① 一戸建て ② 連続建て ③ 重ね建て ④ 共同建て
・現在の住居費負担額	現在の1か月あたりの住居費負担額をご記入ください。(万円未満四捨五入)
・住宅債券を積み立て ていますか	① 積み立てていない ② 1～6回積み立てている ③ 7～11回積み立てている
・予定建物の性能 (基準金利適用住宅等の希望の有無に かわらずご記入ください)	④ バリアフリー+耐久性 ⑤ 省エネルギー+耐久性 ⑥ バリアフリー+省エネルギー+耐久性 ⑦ いずれにも当てはまらない
・住宅性能表示制度を ご利用されますか	① 有 ② 無

(注) 住まいひろがり(本人型・親族型)をお申込みの方は、「現在の住宅に入居している家族構成」についてご記入ください。

*この控は、大切に保存してください。なお、審査の結果、融資をお断りする場合または融資額が減額となる場合もございますので、あらかじめご了承願います。

申込書類について

お申込みを予定されている方には、申込書類を郵送いたしますので、下記までお電話ください。
(お急ぎの方には、公庫支店でもご用意しております。)

4月3日スタート

[お問い合わせ先]

住宅金融公庫お客様コールセンター

ハロー フラット 35



0570 - 0860 - 35

一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。
ご利用いただけない場合（IP電話、PHSなど）は、
東京 TEL 03(5800)8002
大阪 TEL 06(6281)0021 までおかけ直してください。
電話相談は、土曜、日曜も実施します。(祝日、年末年始は休業)

* お客様コールセンターは平成18年4月3日から電話相談を開始します。
平成18年3月までのお問い合わせ先は公庫ホームページをご覧ください。

公庫支店のご案内

公庫支店所在地

支店	営業エリア	支店所在地
北海道支店	北海道	〒060-0003 札幌市中央区北3条西13-3-13
東北支店	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-18
北関東支店	栃木県・群馬県・新潟県・長野県	〒371-8588 前橋市千代田町1-8-8
住情報相談センター	茨城県・埼玉県・千葉県・山梨県・静岡県・東京都・神奈川県	〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10
首都圏支店	茨城県・埼玉県・千葉県・山梨県・静岡県・東京都・神奈川県	〒112-8671 東京都文京区関口1-23-6 プラザ江戸川橋ビル内
名古屋支店	岐阜県・愛知県・三重県	〒464-8621 名古屋市中区新栄3-20-16
北陸支店	富山県・石川県・福井県	〒920-8637 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル内
大阪支店	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	〒541-8546 大阪市中央区南本町4-5-20 住宅金融公庫・住友生命ビル
中国支店	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	〒730-0011 広島市中区基町8-3
四国支店	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	〒760-0017 高松市番町2-10-8
福岡支店	福岡県・佐賀県・長崎県	〒810-8657 福岡市中央区天神4-1-37
南九州支店	熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	〒862-0950 熊本市水前寺2-16-11

公庫ホームページ

<http://www.jyukou.go.jp/>

